

条件付き一般競争入札（総合評価方式・簡易型B）を施行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び魚津市契約規則（平成29年魚津市規則第4号）第4条の規定により、次のとおり公告する。

令和3年6月18日

魚津市長 村椿 晃

## 1. 工事の概要

- |                       |   |
|-----------------------|---|
| (1) 入札番号              | 第3023号  |
| (2) 工事名               | 魚津市特定環境保全公共下水道事業<br>市道六郎丸4号線外管渠築造工事                           |
| (3) 工事場所              | 魚津市 六郎丸 地内  |
| (4) 工期                | 令和3年7月（契約日の翌日）から令和3年11月12日まで                                  |
| (5) 工事概要              |   |
| 施工延長                  | L=377m  |
| リブ付き硬質塩化ビニル管布設工（φ150） | L=367m  |
| 1号マンホール布設工            | 10箇所  |
| 小型マンホール布設工            | 3箇所   |
| 公共柵設置工                | 3箇所   |
| 表層工（t=5cm、密粒度AC20FA）  | A=1,450㎡  |
| 区画線工（W=15cm、実線）       | L=610m  |
| (6) 予定価格              | 事後公表  |
| (7) 調査基準価格の設定         | あり  |
| (8) その他               | 本工事の入札は、入札書等を郵便により受け付け、開札後に入札参加資格の有無を確認する、条件付き一般競争入札による方法とする。 |

## 2. 総合評価方式

入札価格と入札価格以外の技術的な要素等を総合的に評価する総合評価方式により行う。

## 3. 入札参加に必要な資格要件

本工事に係る入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者である。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 魚津市における建設工事の競争入札参加資格を有する者であること。
- (3) （魚津市）建設工事等指名停止基準に基づく指名停止期間中でないこと。
- (4) 地域要件 市内に主たる営業所を有する者であること。
- (5) 業種及び格付け等に関する要件 土木一式工事で、総合数値950点以上とする。
- (6) 施工実績に関する要件 下水道管路工事を施工した実績があること。
- (7) 配置技術者に関する要件 一級土木施工管理技士を専任の主任技術者又は監理技術者として配置できること。
- (8) その他要件 **総合評価方式に係る技術資料を提出すること。**  
建設業法等関係法令によること。

## 4. 設計図書の取得方法

設計図書は、魚津市ホームページに掲示の電子化された設計図書を、ダウンロードにより取得するものとする。（ダウンロードできない場合は、財政課へ相談のこと。）

## 5. 入札手続等

| 手続等      | 期間・期日・期限等   | 場所及び注意事項  |
|----------|---|---|
| 設計図書の公表  | 令和3年6月18日（金）公告時から<br>令和3年7月2日（金）まで                    | 魚津市ホームページに掲示<br>（注1）<br>※魚津市役所本庁舎縦覧室においても縦覧可能                               |
| 質問の受付    | 令和3年6月22日（火）から<br>令和3年6月25日（金）15:00まで<br>（※土日祝日は含まない） | 魚津市上下水道局上下水道課<br>（下水） FAX：0765-23-1050<br>※ 提出方法はFAXのみとする<br>※ 質問がない場合は送付不要 |
| 回答の公表    | 質問を受けた日の翌々日（※土日祝日は含まない）までに回答                          | 魚津市ホームページに掲示<br>（注1）  |
| 入札書の提出方法 | 一般書留・簡易書留のいずれかの方法で郵送すること<br>（これ以外の方法により提出されたものは受理しない） | <郵送先> （注2）<br>〒937-8799 魚津郵便局留<br>魚津市長（財政課）あて<br>（封筒の記載例を参照のこと）             |
| 入札書到着期限  | 令和3年6月26日（土）から<br>令和3年7月2日（金）まで                       | 魚津郵便局に到着する期限<br>（注3）  |
| 開札立会希望   | 令和3年7月2日（金）まで   | 魚津市財政課へ事前連絡（注4）<br>TEL：0765-23-1088（財政課）<br>FAX：0765-23-1051                |
| 開札日時     | 令和3年7月8日（木）<br>午前9時30分                                | 魚津テクノスポーツドーム<br>（ありそドーム）<br>魚津市北鬼江2898-3<br>TEL：0765-23-9800                |
| 入札回数     | 1回 （注5）   |   |
| 入札保証金    | 免除  |   |

（注1）魚津市ホームページ → 産業・ビジネスタブ → 入札・契約タブ → 入札公告・設計図書

（注2）入札書を魚津郵便局へ郵送した後、「書留・特定記録郵便物受領証」のコピーを財政課へFAXしてください。（FAX様式は魚津市ホームページからダウンロードできます。）

（注3）日本郵便のシステム変更により、入札書到着期限に魚津郵便局窓口で手続きしても、一旦富山西局に集められることとなり、この結果、魚津郵便局では到着期限翌日の到着印が押印される。投函日には十分留意されたい。（魚津郵便局内に併設されている『ゆうゆう窓口』で投函した場合はそのまま魚津郵便局内に留め置かれます。）

（注4）開札の立会いを希望する入札参加者は、魚津市財政課へ事前に連絡（電話 又は FAX送信）してください。なお、立会いされる方は印鑑をご持参願います。また、代理の方が立会いされる場合は、委任状も併せてご持参願います。（委任状は魚津市ホームページからダウンロードできます。）

（注5）予定価格が事後公表で、入札不調により『再度入札』を行う場合は、設計内容、予定価格は初度入札と同一とし、初度入札参加者に再度入札通知書をFAXします。

## 6. 入札書の不受理

次のいずれかに該当する入札書は受理しない。

- (1) 公告に示した以外の方法により提出されたもの
- (2) 入札書到着期限を過ぎて郵送されたもの
- (3) 封筒に、入札番号及び工事名が記載されていなかったり、記載された事項が公告に定めた事項と異なっていたりするなどの理由により対象工事を識別することが困難であるもの

## 7. 入札金額の記載

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた金額）をもって落札額とするので、入札者は、消費税にかかる課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 8. 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 本公告に示した入札参加資格のない者が行った入札
- (2) 落札者が決定するまでに入札参加資格要件に該当しなくなった者が行った入札
- (3) 入札書に記名押印のない入札
- (4) 入札金額を訂正した入札
- (5) 同一人が2以上の意思表示をした入札
- (6) 必要な記載事項を確認できない入札
- (7) 明らかに独禁法等に抵触すると認められる入札又は入札に際し不正の行為があったと認められる入札
- (8) 予定価格を超えた入札（公告時に予定価格を公表する場合に限る。）
- (9) その他入札に関する条件に違反した入札

## 9. 入札参加資格要件確認書類の提出

入札に参加しようとする者は、次の各号に掲げる書類を提出するものとする。

- (1) 入札参加資格審査申請書（総合評価方式） 1部
- (2) 入札書 1部
- (3) 積算内訳書 1部
- (4) 総合評価技術提案資料 1部

## 10. 総合評価方式に関する事項

### (1) 総合評価の方法

総合評価の方法は、次の式により算出して得られる数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

$$\begin{aligned} \text{評価値} &= \text{技術評価点} \div \text{入札価格（単位：百万円）} \\ &= (\text{標準点} + \text{技術加算点}) \div \text{入札価格（単位：百万円）} \end{aligned}$$

※ 評価値の有効数字は、5桁とする。

- 標準点とは、要求する要件を最低限満たしている技術提案等について与える点数（100点）をいう。
- 技術加算点とは、(2)に規定する評価項目及び評価基準により算出される点数を(3)の算定式により割り変えた点数をいう。

## (2) 評価項目及び評価基準

## ア 企業の施工能力

|       |                           |                |     |   |
|-------|---------------------------|----------------|-----|---|
| 施工実績  | 過去5か年度の同種工事(同じ発注工種)の実績の有無 | 魚津市発注工事の実績あり   | 10点 | 同種工事(同じ発注工種)とは、土木一式工事(下水道管路工事)とする。  |
|       |                           | 富山県内公共工事の実績あり  | 5点  |   |
|       |                           | なし             | 0点  |   |
| 工事成績  | 過去4か年度の同種工事の工事成績評定点の平均点   | 75点以上          | 20点 | (ア)原則、魚津市発注工事<br>(イ)魚津市発注工事の実績がない場合においては、富山県が発注した県内工事の実績で過去4か年間の平均とする。<br>(ウ)過去4か年度の工事成績評定点を有しない者は、配点0点とする。 |
|       |                           | 75点未満<br>66点以上 | 10点 |   |
|       |                           | 65点以下          | 0点  |   |
| 優良表彰  | 過去2か年度の同種工事の優良工事表彰の有無     | 知事賞・部長賞・最優秀賞   | 10点 | 富山県建設優良工事、新川土木センター管内優良土木工事コンクール、新川農林振興センター管内優良工事を対象とする。(上位賞1工事のみ加点。)  |
|       |                           | 優秀賞・良賞・佳賞      | 5点  |   |
|       |                           | なし             | 0点  |   |
| ISO認定 | 技術資料提出時におけるISO9001の取得の有無  | あり             | 5点  | 技術資料提出の締切日時点において、ISO認定の有効期間内にあること。  |
|       |                           | なし             | 0点  |   |
| 配点計   |                           |                | 45点 |   |

## イ 企業の地域性・社会性

|             |               |     |   |
|-------------|---------------|-----|---|
| 主たる営業所の所在地  | 魚津市内          | 5点  |   |
|             | 魚津市外          | 0点  |   |
| 災害協定        | あり            | 5点  | 魚津市との災害協定に基づき災害応急活動に従事する証明書を提出することにより加点。          |
|             | なし            | 0点  |   |
| 除雪契約        | 機械及びオペレーターの提供 | 10点 | 過去2か年度における魚津市との契約実績の有無。(年度ごとに契約内容が異なる場合は、平均点とする。) |
|             | オペレーターのみ提供    | 5点  |   |
|             | なし            | 0点  |   |
| 消防団協力事業所の認定 | あり            | 5点  | 魚津市消防団協力事業所表示制度に基づき、消防団協力事業所として認定されたもの。           |
|             | なし            | 0点  |   |
| 配点計         |               | 25点 |   |

(3) 技術加算点の算定について

技術加算点の満点は、10点とする。よって、(2)により算出された配点の合計を、次の式により割り変えた点数が技術加算点となる。

技術加算点＝技術加算点の満点×各企業の点数÷配点点数の満点（70点）

※ 小数点3位以下を四捨五入し、小数点2位止めとする。

## 11. 落札者の決定方法

(1) 落札者は、入札参加資格を有すると認められた者で、次の要件を満たす入札者のうち、評価値が最も高い者とする。

ア 入札価格が予定価格を超えていないこと。

イ 評価値が、次の式により算出して得られる基準評価値を下回っていないこと。

基準評価値＝100点（標準点）÷予定価格（単位：百万円）

(2) 評価値の最も高い者が2者以上あるときは、入札価格が低い者を落札者とする。

(3) 落札者となるべき者の入札価格が調査基準価格を下回る場合には、(1)及び(2)の規定にかかわらず、魚津市建設工事等低入札価格調査制度実施要領に基づく審査を行い、落札者を決定する。

(4) 総合評価方式の試行対象工事であるこの入札については、入札心得のうち、落札者決定に関する規定は適用しない。

(5) 落札者には、落札決定通知書により通知し、魚津市ホームページ等で公表する。

## 12. 契約保証金

契約締結時に、契約金額の100分の10以上の額を契約保証金として納入するものとする。ただし、契約保証金に代わる担保となる金融機関若しくは保証事業会社の保証に付したときは、契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとする。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、または履行保証保険契約の締結を行ったときは、契約保証金を免除する。

## 13. その他

(1) 本入札は、公告記載事項のほか、魚津市契約規則、魚津市公共工事条件付き一般競争入札実施要領及び魚津市公共工事総合評価方式試行要領に基づき実施する。

(2) 本工事の施工にかかる主任技術者は、原則として入札参加資格審査申請書（総合評価方式）の配置予定技術者調書に記載した者としなければならない。

(3) 総合評価技術提案資料の施工実績調書は、入札参加資格審査申請書（総合評価方式）にある施工実績調書で審査するので省略することができる。

(4) 工事成績の審査にあたっては、該当する工事に係る工事成績評定点の平均の小数点以下を四捨五入して得られる整数で行う。

(5) 本入札に係る書類は、魚津市役所財政課及び魚津市ホームページより入手できる。

(6) 提出書類の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

(7) 提出書類は、落札者の決定以外の目的には使用しない。

(8) 提出された書類は、返却しない。

本公告に関する問い合わせ先は以下のとおりとする。

魚津市総務部財政課 管財・契約検査係

TEL (0765) 23-1088 FAX (0765) 23-1051

※入札書の到着に関する照会には応じられません。